

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編等、陸上・海上・航空各自衛隊の情報保全隊の新編等並びに統合幕僚会議における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、陸上自衛隊の自衛官の定数を四百五十四人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ十四人増加するとともに、統合幕僚会議の自衛官の定数を百三十五人増加させることにより、自衛官の定数を二百九十一人削減する。
- 二、即応予備自衛官の員数を三人増加する。
- 三、本法律は、平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。